

平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づき、国の選定する重要伝統的建造物群保存地区の所在する市町(以下「市町」という。)が行う重要伝統的建造物群保存修理事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、事業の円滑な実施を図る。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費(支出費目)		補助金の額
○共済費	○賃金	補助対象経費から国庫補助金を差し引いた残額の3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)の範囲内の額とする。ただし、1市町当たり2,000千円を限度とする。
○報償費	○旅費	
○需用費	○役務費	
○委託料	○使用料及び賃借料	
○工事請負費	○原材料費	
○備品購入費	○負担金、補助及び交付金	

(補助金の交付申請)

第3条 市町は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他

2 市町は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに市町に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた市町（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20パーセントを超える変更
- (3) 補助金の交付決定額が増額又は減額されることとなる変更

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月20日までに事業遂行状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業の実績（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 支出明細書（様式第10号）
- (4) その他

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第12号）を、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(財産の管理)

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第14条 この要綱により知事に提出する書類は、所轄市町教育委員会教育長を経由するものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係） 補助金交付申請書

平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

平成29年度において重要伝統的建造物群保存修理事業を下記のとおり実施したいので、平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金交付要綱第 3 条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他

(補助金算定調書)

	金 額 (単位：円)	備 考
補 助 事 業 費		事業に要する経費
補 助 対 象 経 費		補助金交付の対象となる経費
補 助 率	1 / 3 以内	
補 助 算 定 額		(補助対象経費－国庫補助金) × 1/3
補助金交付申請額		様式第3号収支予算書の県費補助金と同額

注 第 3 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙「平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

事業計画書

補助対象事業の名称	
事業実施期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
総事業費	
事業の内容	

注 設計書、図面、写真その他事業の概要が分かるものを添付すること。

収支予算書

1 収入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
計		

2 支出

経 費 区 分		予 算 額	備 考
主たる事業費		円	
	小 計		
その他の経費			
	小 計		
合 計			

重要伝統的建造物群保存修理事業変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつた重要伝統的建造物群保存修理事業を、下記のとおり変更したいので、平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助金交付変更額
 - 既交付決定額 金 円也
 - 変更承認申請額 金 円也
 - 差引増減額 金 円也
- 4 事業計画書 別紙事業計画書朱書のとおり
- 5 収支予算書 別紙収支予算書朱書のとおり
- 6 その他

注 設計書、図面その他変更の内容が分かるものを添付すること。

様式第 5 号（第 6 条関係） 補助事業中止（廃止）承認申請書

重要伝統的建造物群保存修理事業中止（廃止）承認申請書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった重要伝統的建造物群保存修理事業を中止（廃止）したいので、平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金交付要綱第 6 条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 6 号（第 7 条関係） 事業遂行状況報告書

重要伝統的建造物群保存修理事業遂行状況報告書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 印

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつた重要伝統的建造物群保存修理事業の遂行状況について、平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	11月末日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

様式第7号（第8条関係） 補助事業実績報告書

重要伝統的建造物群保存修理事業実績報告書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった重要伝統的建造物群保存修理事業の実績について、平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の実績
- 2 収支決算書
- 3 支出明細書
- 4 その他

注 第8条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する場合には、別紙「平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

事業の実績

補助対象事業の名称	
事業実施期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
総事業費	
事業の内容	

注 出来高調書、検査調書、写真その他事業の完了が確認できるものを添付すること。

収 支 決 算 書

1 収入

項 目	予 算 額	決 算 額	備 考
県費補助金	円	円	
計			

2 支出

経 費 区 分		予 算 額	決 算 額	備 考
主たる事業費		円	円	
	小 計			
その他の経費				
	小 計			
合 計				

様式第11号（第8条関係） 仕入に係る消費税等相当額報告書

平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金に係る
仕入に係る消費税等相当額報告書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった
平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金について、平成29年度愛媛県
重要伝統的建造物群保存修理費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のと
おり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第9条の補助金額の確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第12号（第10条関係） 補助金精算払請求書

平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金精算払請求書

第 号
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

平成 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった
平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金について、平成29年度愛媛県
重要伝統的建造物群保存修理費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請
求します。

記

一金 円也

別紙（第3条、第8条）仕入に係る消費税等相当額集計表

平成29年度愛媛県重要伝統的建造物群保存修理費補助金に係る
仕入に係る消費税等相当額集計表

（単位：円）

事業実施主体名	仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税を乗じて得た金額との合計（A）	補助率（B）	仕入に係る消費税等相当額（A×B）	備 考

注1 第3条第2項及び第8条第2項により、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。

2 「仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

3 「仕入に係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。